

千葉県若葉区選挙管理委員会告示 17号

令和4年7月10日執行の参議院比例代表選出議員選挙における公職選挙法（昭和25年法律第100号）第62条第2項の規定によるくじを行うべき場所及び日時は、次のとおりである。

令和4年6月22日

千葉県若葉区選挙管理委員会委員長 小川 孝男

| 場 所           | 日 時      |
|---------------|----------|
| 千葉県若葉区役所内     | 令和4年7月7日 |
| 千葉県若葉区選挙管理委員会 | 午後5時25分  |